

# 15.議会及び議員に関する条例の制定状況

## 【15-1】議会及び議員に関する条例の制定状況

(平成18年12月31日現在、802市)

	政務調査費の交付に関する条例	議会図書室に関する条例	地方自治法96条2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	政治倫理・資産公開に関する条例	その他の条例
5万未満 (241市)	171市 71.0%	17市 7.1%	20市 8.3%	41市 17.0%	42市 17.4%
5～10万未満 (277市)	246市 88.8%	22市 7.9%	28市 10.1%	73市 26.4%	42市 15.2%
10～20万未満 (158市)	157市 99.4%	14市 8.9%	27市 17.1%	26市 16.5%	34市 21.5%
20～30万未満 (44市)	44市 100.0%	8市 18.2%	6市 13.6%	7市 15.9%	17市 38.6%
30～40万未満 (30市)	30市 100.0%	2市 6.7%	8市 26.7%	5市 16.7%	10市 33.3%
40～50万未満 (20市)	20市 100.0%	1市 5.0%	6市 30.0%	8市 40.0%	9市 45.0%
50万以上 (17市)	17市 100.0%	2市 11.8%	5市 29.4%	3市 17.6%	9市 52.9%
指定都市 (15市)	15市 100.0%	1市 6.7%	9市 60.0%	15市 100.0%	10市 66.7%
全市 (802市)	700市 87.3%	67市 8.4%	109市 13.6%	178市 22.2%	173市 21.6%

※議会基本条例は須賀川市のみ、会議条例は東松島市、横須賀市、茨木市、佐世保市が制定している。